

「石川県がん対策推進条例」(案)
に対するパブリックコメントの結果について

1 募集期間 平成28年1月29日(金)～2月15日(月)

2 寄せられた意見 48 件

整理 番号	意見の内容(概要)	左記に対する考え方
第1章 総則		
1	<p>「県民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる健康長寿社会の実現に寄与することを条例の目的とします」を長寿であれば幸せと言えない現状から、「その人らしく生き抜く社会の実現に寄与することを目的とする」とした方が、がんになって自分の命に限りがあることに気づかされた方には限られた時を生き抜く支えになると思いました。</p>	<p>日常的に介護を必要とせず自立した生活を送りつつ、長生きすることは県民の多くの人々が望むことと考えており、本条例案の目的としては、県民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる健康長寿社会の実現を目指すべきであると考えますので、ご理解をお願いいたします。</p>
2	<p>第7 事業者の役割の項にある「環境の整備に努める」を「環境の整備を講ずる」に替える。</p> <p>がんの治療については、再発を繰り返すと時間やお金もかかり、就業をし続けることががんとの共生の第一歩であるが、有休や病休では取得できる期間には限りがあり、がんと共に生き続けるため、永続的な就業制度の整備をお願いしたい。</p>	<p>本条例案の総則において、県の「責務」以外のそれぞれの主体につきましては、主体それぞれの自発的、積極的な取組みを期待し、「役割」として記載しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
3	<p>総花的、実行内容は「・・・努めます」ではなく「・・・実行する」に改めること。</p>	<p>本条例案においては、本県のがん対策に必要と考えている内容について幅広く記載しています。</p> <p>また、総則において、多く「努めます」とありますが、県の「責務」以外のそれぞれの主体につきましては、主体それぞれの自発的、積極的な取組みを期待し、「役割」として記載しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
第1章 総則		
4	抗癌剤や放射線を施す前には、その副作用と延命効果について正しく説明してほしいです。	本条例案では、保健医療福祉関係者の役割として、がん患者の意向を十分に尊重した良質かつ適切な医療の提供に努めるものと規定しております。 なお、ご意見につきましては所管部に申し伝えます。
5	抗癌剤の投与の仕方、体力のある限り投与を続けることがあるようです。2つ目、3つ目、4つ目の薬と段々と強くなっていくけれど効きは悪くなっていると聞いています。治らないと判った時点で、患者さんを、さらに苦しめる薬の投与は止めるべきではないでしょうか。	
6	抗癌剤を使うと一度小さくなくても又大きくなる事がほとんどの筈です。患者さんは小さくなるのが治ることと錯覚している人がほとんどです。患者さんが誤解をしないように正しい知識を伝えてください。	
第2章 がんの予防		
7	県民のリーダーたる全県議会議員が禁煙し範を示されることで、市議会議員、町議会議員に波及され、県民の健康に貢献するのではないのでしょうか。	喫煙につきましては社会の中で様々な意見があることも事実であり、現在国において、受動喫煙防止法の制定に向け、検討しているところであることから、今後の喫煙対策につきましては、県議会としてもその趣旨に沿った取り組みを検討してまいりたいと考えております。
8	禁煙サポートの推進で、特定健診やがん検診等の場合は40歳以上であったり、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。	本条例案では、喫煙の健康に及ぼす影響等がんの予防に関する知識の普及啓発等を講ずる旨規定しております。 なお、ご意見につきましては所管部に申し伝えます。
9	がんの中でも、前立腺がんが近年増えています。予防という観点からも、PSAの測定を検診で義務づけ、また経費の一部や全額補助を盛り込むことは出来ないのでしょうか。	ご意見につきましては、今後の施策を進める上での課題として、所管部に申し伝えます。

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
第2章 がんの予防		
10	<p>石川県が各施設における受動喫煙防止対策の推進施策を具体的に検討する際には、様々な施設形態が存在することを考慮し、施設管理者や施設の利用者である県民等の意見を十分に聴取された上で、一律の規制によらず、すべての関係者が理解・納得し、自主的に取り組みを進めていけるよう、慎重な検討をお願いいたします。</p>	<p>受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法第25条において国民の健康増進の観点から取り組みが規定されており、本条例案におきましても参考としたものです。</p> <p>なお、今後具体的な施策の検討に当たりましては、本条例案において「がん対策推進計画」を策定、変更するときには、県民の意見が適切に反映するよう必要な措置を講ずるものとする旨規定しております。</p>
11	<p>また、具体的な受動喫煙防止対策の検討に当たっては、受動喫煙とがん等との間の関連性の有無については一貫した研究結果が得られておらず、受動喫煙が、がん等の原因であると断定できる状況にはない、との客観的な科学的知見に基づく議論を行っていただきますよう併せてお願いいたします。</p>	
12	<p>神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例でもすでに病院、学校、劇場、官公庁などは原則禁煙です。中途半端な分煙は意味がありません。ぜひ、分煙の部分は削除していただきたいです。</p>	<p>受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法第25条において国民の健康増進の観点から取り組みが規定されており、本条例案におきましても参考としたものです。</p> <p>喫煙につきましては社会の中で様々な意見があることも事実であり、現在国において、受動喫煙防止法の制定に向け、検討しているところであることから、今後の受動喫煙対策につきましては、国の動向によりその趣旨に沿った取り組みを検討してまいりたいと考えております。</p>
13	<p>「受動喫煙の防止のため、学校、病院その他の多数の者が利用する施設における分煙、禁煙の推進」について、「分煙」では受動喫煙の危害をとうてい防ぎ得ないので、「分煙、」を削除すべきです。</p>	

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
第2章 がんの予防		
14	<p>受動喫煙防止のため、学校、病院はもとより、ホテル・旅館や飲食店等、その他の多数の者が利用する施設における分煙、禁煙の推進が極めて重要です。神奈川県や兵庫県でも受動喫煙防止条例が施行されています。本県においても、独立した形で受動喫煙防止条例を制定して頂きたいと思います。</p>	<p>受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法第25条において国民の健康増進の観点から取り組みが規定されており、本条例案におきましても参考としたものです。</p> <p>喫煙につきましては社会の中で様々な意見があることも事実であり、現在国において、受動喫煙防止法の制定に向け、検討しているところであることから、今後の受動喫煙対策につきましては、国の動向により取り組みを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、ご意見につきましては、所管部に申し伝えます。</p>
15	<p>「受動喫煙の危害防止」について、公共の場はもちろん、ホテル・レストラン・飲食店などのサービス施設や公園・リゾート施設などの「禁煙」を進め、以下を義務付ける段階的施策の方向を提案します（国への要請を含め）。</p> <p>(1) 学校・子ども・青少年施設、病院の全面禁煙は必須ですが（既に多くがそうなっていますし）、ここに敢えて「分煙、」など入れるべきではありません。これら施設を含め、公共の高い施設は全てに屋内全面禁煙を義務づけ（出入口付近も含め）、入口にその旨の表示を義務とする。or 勧奨する。こととしていただきたいです。</p>	
16	<p>(2) ホテル・レストラン・飲食店などのサービス施設については、当面（2～3年間）「屋内禁煙の推奨」と、「屋内禁煙」「喫煙可」の入口表示と「受動喫煙の健康リスク表示」を義務づける。or 勧奨する。</p>	
17	<p>(3) ただし、(2)で「喫煙可」の施設にあっては、子ども・未成年者・妊産婦の利用と雇用の禁止を義務づける。or 勧奨する。その旨の入口と施設内表示も義務づける。or 勧奨する。</p>	

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
第2章 がんの予防		
18	<p>(4) 市民（及び市内での利用者）は、受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し立ち入らせてはならない旨の義務づけをする。かつ施設管理者にも同様の義務づけを定める。or 勧奨する。</p> <p>(5) 例えば、東京都内でも丸の内界隈のビル飲食店、また大阪駅周辺のビル飲食店などに例を見るように、既に多くの店が全面禁煙となり（自主的に）、繁盛している実態があります。（この実態は全国各地も同様です） ですので、法的に屋内禁煙を推奨しても抵抗は少なく、広がっていくことは間違いありません。</p>	<p>受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法第25条において国民の健康増進の観点から取り組みが規定されており、本条例案におきましても参考としたものです。</p> <p>喫煙につきましては社会の中で様々な意見があることも事実であり、現在国において、受動喫煙防止法の制定に向け、検討しているところであることから、今後の受動喫煙対策につきましては、国の動向により取り組みを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、ご意見につきましては、所管部に申し伝えます。</p>
19	<p>(6) とりわけ、通学路や道路などを含め、タバコの煙から子どもたちを守る優先的な抜本的施策が不可欠です。当面は、全面禁煙となっていない公共の場、飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの以下のような明示の義務づけ・勧奨も必要で有効かと思えます。</p> <p>(a) 「受動喫煙によるタバコ煙は非喫煙者、とりわけ子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」</p> <p>(b) 「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」</p> <p>(c) 出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」</p>	

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
第2章 がんの予防		
20	<p>またタバコ特に受動喫煙の危害防止について、具体的に、以下のような取り組みが望まれます。</p> <p>（１）幼少期・思春期からの喫煙と受動喫煙の危害についての教育に加え、乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告され、保育園・幼稚園の前などで喫煙をしている母親などの姿は珍しくないことから、保育園・幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれます。</p>	<p>受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法第25条において国民の健康増進の観点から取り組みが規定されており、本条例案におきましても参考としたものです。</p> <p>喫煙につきましては社会の中で様々な意見があることも事実であり、現在国において、受動喫煙防止法の制定に向け、検討しているところであることから、今後の受動喫煙対策につきましては、国の動向により取り組みを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、ご意見につきましては、所管部に申し伝えます。</p>
21	<p>（２）子どもだけでなく、保護者、職員、子ども施設の外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設（園、学校、子ども関連施設等）外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いします。</p>	
22	<p>医師による小学校から中学、高校での喫煙防止教育と児童禁煙ポスター展の開催</p> <p>喫煙防止は既にタバコを吸っている成人に対しても大切ですが、まず「最初の一本をすわないこと」が重要で、未成年、それも小学校高学年から喫煙の有害性を教育するのが最も有効と考えます。全県で系統立てた小学校から高校までの喫煙防止教育の導入を是非ともお願いいたします。</p>	<p>本条例案では、がんに関する教育の推進として、子どもの発達段階を踏まえ、がんに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする旨規定しております。</p> <p>なお、ご意見につきましては、所管部に申し伝えます。</p>
23	<p>また、一度の授業で内容を充分理解する児童はさほど多くないと思われまます。その為授業後に児童に禁煙ポスターを描いて貰うことは、授業内容の理解を更に深める効果が絶大だと考えております。児童の家族は元よりこれを見た一般成人の禁煙にも効果があると思われまます。</p>	

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
第2章 がんの予防		
24	<p>全県下成人式における喫煙アンケート調査の実施</p> <p>成人式でのアンケートにより小・中・高と行われた喫煙防止教育が再度繰り返えされる形となり、記憶が更に深まるいわゆる「ブースター効果」が期待できます。アンケートが小学校から中学、高校と系統立てて行われた喫煙防止教育の「最後の留め」となって、成人後の喫煙率を低下させると考えられます。</p>	<p>本条例案では、がんの予防の推進として、喫煙、食生活、運動等の生活習慣等ががんの予防に関する知識の普及啓発をする旨規定しております。</p> <p>なお、ご意見につきましては、所管部局に申し伝えます。</p>
25	<p>「ピロリ菌の検査」の積極的な実施及び推進。</p>	<p>胃がん検診におけるピロリ菌検査につきましては、国において検討中であると聞いております。</p>
26	<p>「ピロリ菌の検査」を自治体で実施しても、胃がん受診率に反映されない、加算できるようにすること。</p>	<p>なお、ご意見につきましては今後の施策を進める上での課題として、所管部局に申し伝えます。</p>
27	<p>ピロリ菌の除去療法は「保険」が適用される事はあまり知られていない。「除菌」の推進を。（他の病気の原因となる可能性が指摘されている）</p>	
28	<p>病院関係者（医師）年1回の「人間ドック」の義務化</p>	<p>本条例案では、県民の役割としてがん検診を積極的に受診すること等によりがんの早期発見に努める旨規定しております。</p>
29	<p>市町村のがん検診受診比率を年数回公表する。</p>	<p>本条例案では、市町の役割としてその地域の実情に応じたがん対策の推進に努めるものとする旨規定しております。</p> <p>がん検診の受診率につきましては、県ホームページ（がん対策）をご参照ください。</p> <p>なお、ご意見につきましては、所管部局に申し伝えます。</p>
30	<p>がんの予防に力を入れてください。（がん検診だけでなく、食生活の見直し、運動の大切さ等）</p>	<p>本条例案では、食生活、運動等のがんの予防に関する知識の普及啓発を規定しております。</p> <p>なお、ご意見につきましては所管部局に申し伝えます。</p>

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
第3章 がんの治療		
31	<p>条例案では、「第14 小児がん対策の推進」が（第3章がんの治療）の章に位置づけられています。</p> <p>小児がん対策の特徴は、患者が成長発達する子どもであるがゆえに、できる限り通常と同じ生活が送れることや、保育園や学校に通うこと等教育を受ける機会が保障されること、よい移行期を迎えられること等、治療そのものに限らない支援が必要である点にあると思います。このことを、この条例案のキーワードを使って表現するならば「第14 小児がん対策の推進」は「がんの治療」と「がんとの共生」に大きく関わるということです。したがって、条例の構造として、小児がん対策の推進は（第3章）の一部にするのではなく、独立の章とすべきであると思います。</p>	<p>小児がん対策の推進につきましては、「がんの治療」と「がんとの共生」のどちらにも関わることでありと理解しております。</p> <p>本条例案の基本的施策につきましては、「がんの予防」、「がんの治療」、「がんとの共生」の三つの柱の中に位置付けた上で、推進したいと考えております。</p> <p>小児がん対策の推進につきましては、国のがん対策加速化プランにおいても、「がんの治療・研究」の中に位置付けられていることから、本条例案では、第3章の「がんの治療」の中に位置付けさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。</p>
32	<p>「第14 小児がん対策の推進」にある「小児がん患者及びその家族に対する長期にわたる相談及び支援の体制の充実」にはチャイルド・ライフ・スペシャリスト、ホスピタル・プレイ・スペシャリスト、子ども療養支援士のような療養生活にある子どもの権利を擁護し、子どもの心理・社会的支援に特化した専門職の配置を望みます。</p>	<p>本条例案では、相談支援体制の充実の中で、がん患者の療養生活の質の向上及びがん患者及びその家族の社会生活上の不安の緩和を図るため講ずる施策の一つとして、がん患者及びその家族を支援する相談支援体制の整備の促進を規定しております。</p> <p>なお、ご意見につきましては、所管部に申し伝えます。</p>
33	<p>代替医療にも治療効果のあるものが沢山あるように思えます。代替医療研究機関の設置を望みます。</p>	<p>西洋医療と代替医療等を組み合わせた統合医療につきましては、国においても現在研究が進められていると聞いているところです。</p>
34	<p>欧米のように有効な代替医療には早期の保険適用を求めます。</p>	<p>なお、ご意見につきましては、所管部に申し伝えます。</p>
35	<p>代替医療は幾つかの組み合わせによって良い結果が出せるような時代を迎えつつあります。がん治療に関わる医療関係者は、患者の命を守るためにも三大医療に拘ることなく、広くほかの医療にも関心をよせ学ぶことを切に願うものです。</p>	

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
第3章 がんの治療		
36	<p>がんは生活習慣病であり、身体全身がガン体質になっているので、部位のみの対処療法では完全に治癒させることは難しいと思います。がんの部位別の治療の見直しを考えてください。</p>	<p>西洋医学と代替医療等を組み合わせた統合医療につきましては、国においても現在研究が進められていると聞いているところです。</p> <p>なお、ご意見につきましては、所管部局に申し伝えます。</p>
37	<p>代替治療で有効な治療法なども含み、ヨーロッパやアメリカ等で認可されている治療については早急に治験を行い保険診療の対象にしてください。</p>	
38	<p>治療費は高額医療制度で還付はありますが、家計に負担です。石川県民40歳以上にはがん保険加入で一部助成する制度を作る。</p>	<p>がん保険に限らず、民間の生命保険会社等が販売している保険の加入に関しては、県民の皆様それぞれのリスクと保険料のバランスなど個人の考え方に大きく左右されるものであると考えております。</p>
39	<p>癌治療費を公開する、いくら位かかるか知らせる。</p>	<p>ご意見につきましては、所管部局に申し伝えます。</p>
40	<p>大学病院などでは進行した固形がんにたいして抗癌剤が良く使われているが、国立がんセンターのホームページによると、固形がんに対する抗癌剤の有効性は認めていない。多くの人の生死に関わることなので、抗癌剤の治療効果に対する調査とそれに基づく指導を求めます。</p>	<p>本条例案では、がんに関する情報の収集及び提供として、がんに関する正確かつ適切な情報を提供するものとする旨規定しております。</p> <p>なお、ご意見につきましては、所管部局に申し伝えます。</p>
第4章 がんとの共生		
41	<p>全体としてわかりやすく、かつ がんとの共生 についても深く提言されている素晴らしい条例案だと思います。</p> <p>ただ一点だけ第17のところ、「患者団体が・・・」とありますが、石川県においてはがん患者会はまだ少ないこともあり、患者団体だけだとかなり主体側に限られる可能性があると思います。可能であれば「患者団体、もしくは患者が中心となっている団体等が・・・」とでもしていただくと、もう少しすそ野がひろがるような気がします。</p>	<p>今回パブリックコメントに掲載した条例の概要案は、用語の定義は省略して掲載させていただきました。</p> <p>条例案では、患者団体を「がん患者及びがん患者の家族並びにそれらを支援する者により構成されるがん患者等を支援することを目的とする団体」と定義しております。</p>

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
第4章 がんとの共生		
42	<p>全文が、「がん患者」を支えることを想定して書かれているように感じました。がん患者である前に、「一人の人間であることを取り戻す場所の提供が、たとえがんになっても人間として生きぬく気持ちを引き起こしてくれると感じています。</p> <p>がんの治療の手厚いケアは病院で行うべきで、自分の生きる力を呼び戻すには、患者としてではなく、人間として社会の中に交わり、生活することを通して、その人自身が様々なサポートの中から捕まえるものだと感じています。</p> <p>どうか、病人ではなく一人の人間に戻れる相談施設の提供も相談支援体制の中に組み込んで頂きたいと思います。</p>	<p>本条例案では、相談支援体制の充実として、がん患者及びその家族に対する相談支援体制の整備やピアサポート（がん患者及びその家族に対するがん経験者に対するがん経験者等による相談支援の取組）を推進していくと規定しております。</p> <p>なお、ご意見につきましては、所管部局に申し伝えます。</p>
43	<p>第18 就労の支援の項に、がん患者が治療・療養を続けながら永続的に就労できる雇用制度の施策決定を追加してもらいたい。</p> <p>がんの治療については、再発を繰り返すと時間やお金もかかり、就業を続けることががんとの共生の第一歩であるが、有休や病休では取得できる期間には限りがあり、がんと共に生きるため、永続的な就業制度の整備をお願いしたい。</p>	<p>本条例案では、就労の支援として、がん患者及びがん経験者が働き続けることができるような施策を講ずる旨規定するとともに、事業者の役割として当該従業員が働きながら治療を受け、療養することができるよう必要な環境の整備に努める旨規定しております。</p> <p>なお、現在国においても就労に関する指針を公表し、疾病を抱える方々が治療と職業生活を両立できるような環境整備に取り組んでいくと聞いており、ご理解をお願いいたします。</p>
44	<p>暮らしの中で患者さんを支える人材育成や場所</p> <p>2人に1人ががんになる時代、がんとも向きあいながらも病人ではなく安心できる生活が継続でき、その人らしくいることができるように支える人材や、集える場作りに力を入れてほしい。ぜひ、患者さんを生活の中で支えてくれる人材育成、患者さんが集える場をお願いします。</p>	<p>本条例案では、緩和ケアや在宅医療の充実及び相談支援体制の充実の中で、医療従事者やピアサポート等の人材育成等を規定しております。</p> <p>なお、ご意見につきましては、所管部局に申し伝えます。</p>

整理 番号	意見の内容（概要）	左記に対する考え方
第4章 がんとの共生		
45	<p>がん患者の子供のケア 子どもたちが、親ががんになった時に でてくる様々な問題を乗り切るための支 援は、ほとんどなされていません。単発 ではなく継続支援が必要だと思えます。 そのような仕組みをぜひ作っていただき たいです。</p>	<p>本条例案では、相談支援体制の充実と して、がん患者及びその家族に対する相 談支援体制の整備の促進を講ずる旨規定 しております。 なお、ご意見につきましては、所管部 局に申し伝えます。</p>
46	<p>緩和ケアの充実（臨床宗教師の活用） 終末期医療や在宅緩和ケアの現場で、 宗教的な心のケアを行う「臨床宗教師」 患者の深い悲しみや絶望感を和らげるに は医学だけでは足りず宗教的なアプロ ーチが重要な役割を果たすのではないかと 思えます。ぜひ、心のケアが充実でき るよう臨床宗教師を緩和のスタッフとして 活用してほしいと思えます。</p>	<p>本条例案では、相談支援体制の充実の 中において、緩和ケアとして、がん患者 及びその家族の精神的な苦痛、社会生活 上の不安を緩和することを目的とする医 療、介護、相談等と定義し、その充実を 図ることやがん患者及びその家族に対 する相談支援体制の整備の促進を講ず る旨規定しております。 なお、ご意見につきましては、所管部 局に申し伝えます。</p>
第5章 がん対策の推進		
47	<p>がん対策推進条例制定後に行われる、 がん対策推進計画の策定・変更を審議す る審議会の委員には、小児がん患者団 体を入れる必要があると思えます。 また、有識者として、チャイルド・ラ イフ・スペシャリスト、ホスピタル・プ レイ・スペシャリストや子ども療養支 援士のような、療養している子どもの心 理的・社会的支援に特化した有資格者 が委員として審議に参加することは、 より患者の意向に即した計画の策定に 繋がると思えます。</p>	<p>本条例案では、「がん対策推進計画」 を策定、変更するときには、県民の意 見が適切に反映するよう必要な措置 を講ずるものとする旨規定してあり ます。 なお、ご意見につきましては、所管部 局に申し伝えます。</p>
48	<p>ガン患者の登録と調査を実施して下さ い。 全国的に行うこと。発病から現在まで の治療方法（西洋医療、代替治療、生 活習慣、食べ物） 罹患期間と現況などもできるだけ詳 しく記入式で全がん患者対象に実施を 希望します。</p>	<p>本条例案では、がん登録の推進として、 効果的ながん対策の企画及び立案並 びにがん医療の水準の向上に資する がん登録の推進を図る旨規定してあり ます。 なお、ご意見につきましては、所管部 局に申し伝えます。</p>

